

2008年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいつそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しを実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめるようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

高齢化が進展する中で、今後、介護サービスを利用する高齢者が増加すると考えられるため、その状況を見極め、現在、第4次介護保険事業計画の中で、介護保険料についても検討中です。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

法令の範囲内で実施していきます。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

法令の範囲内で実施していきます。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

介護予防の利用者が必要とするサービスであれば、一律に利用制限はされませんので、法令の範囲内で実施していきます。

- ④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

特別養護老人ホームの入所待機者が、多数いることは認識していますが、施設建設などは、尾張中部福祉圏域の2市2町で社会福祉法人西春日井福社会を設立し、四つの特別養護老人ホームを建設し運営をしてきており、今後の施設整備については、財政的負担を強いられるため、町単独で行うことは考えていません。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

財政的な支援をする考えはありません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

法定外給付として、月曜日から土曜日までの昼食と夕食を利用できる配食サービス事業を行っています。また、社会福祉協議会の事業として、ふれあい食事会(年4回)が実施されています。

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。
ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

豊山タウンバスは小牧市民病院 豊山 県庁 栄、乗車賃は小牧市民病院まで 300円、栄まで 500円

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

高齢者の憩の場として、町内3箇所に総合福祉センター(しいの木、さざんか、ひまわり)を設置していますので、風呂、マッサージ機などでリラックスし、くつろぐことができます。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条又は第7条の15の8の規定に基づき、要介護1以上の者を障害者控除の対象としています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

対象となる介護認定者に対し、障害者控除対象者認定申告書を個別に送付しています。

2. 高齢者医療の充実について

- ①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

・町ではひとり暮らし非課税者を対象としています。

・70歳からの高齢者を対象とすることはできません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

・資格証明書の発行は、市町村と十分に調整した上で広域連合の権限で行われます。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

・65～74歳の障害者は条例上、障害者医療費助成制度の適用除外となっていますので、この制度を適用することはできません。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

・後期高齢者は国保の被保険者ではありませんので、町の国保で行っている保健事業の対象とすることはできません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

・前向きに検討しています。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

・産前7回実施、町独自の検査を実施

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

・町では保険税の引き上げを押さえ、税の不足分をすべて、一般会計からの繰り入れで賄っています。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

・法の趣旨に沿って運用します。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

・現行どおりの運用とします。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

・現行どおりの運用とします。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

・資格証明書の交付は、法で定まっています。何度呼びかけても連絡がない、或いは保険証

を取りに来ない方もいます。こうした方々には警告文を発し納税相談を呼びかけていますが、それでも応じない方がいます。こうした方には資格証明書を交付しています。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

・滞納者には、納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応しています。差し押さえは悪質な滞納者に対する最終的な手段と捉えています。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

・法の趣旨に沿って運用します。一定の条件を満たせば、届出により年金からの天引きを停止することができます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

・現行どおりの運用とします。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

法に従って実施してまいります。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

補装具、日常生活用具については、自己負担1ヶ月あたり1万円まで助成しております

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

計画策定に向け、障害者関係団体を通じ障害者・家族、ボランティア団体等へヒアリングを行っている。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

特定健診、がん検診は実費費用の15%を自己負担していただいております。歯周疾患検診は無料です。特定健診、がん検診、歯周疾患検診は集団健診にて実施。特定健診は集団健診未受診の方を個別医療機関委託にて通年検診を実施しています。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

年1回無料で実施している。検診対象者は30歳以上の希望者です。

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

地方税法の趣旨に沿って取り扱います。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

国に対する意見書・要望書
特に考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

愛知県に対する意見書・要望書
特に考えておりません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書
特に考えておりません。

以上